

第9回 制度設計ワーキンググループ
事務局提出資料
～法的分離(兼業規制・行為規制)に関する検討について～

平成26年10月30日(木)

【本日の検討事項】

(Ⅰ)一般送配電事業者としての中立性のより一層の確保【具体的検討】

(Ⅱ)一般送配電事業者による利益等の発電・小売事業への移転の制限

ー ファイナンス取引等の取引に関する規律 等

(Ⅲ)一般送配電事業を行っていることにより発電・小売事業に生じるメリット享受の制限

ー 商標・社名に関する規律

ー 共同での営業・広告宣伝に関する規律

ー 建物・システムを一般送配電事業者と共用する場合に必要な規律 等

(Ⅳ)その他(体制整備義務について)

(Ⅴ)送電事業者の法的分離について

【前回の検討事項】

(Ⅰ)一般送配電事業者としての中立性のより一層の確保(大枠)

【本日の検討事項】

電気事業法等における具体化

(I) 一般送配電事業者としての中立性のより一層の確保に関する規律
【具体的検討】

<論点>

一般送配電事業者の中立性を害する恐れは、取締役等(※)の行う業務範囲によって異なるのではない。資格制限の対象となる一般送配電事業者の取締役等の範囲が問題となる。

(※)取締役及び指名委員会等設置会社(本年6月に成立した改正会社法(施行日は公布日から1年6月以内に政令で定める日。未施行)により「委員会設置会社」から名称変更。)における執行役をいう。

<検討>

一般送配電事業に関する業務の意思決定に直接関与できる取締役等か否かによって「自己が所属するグループ会社である発電・小売事業者の利益を図る目的で、一般送配電事業の業務運営に関与する恐れ」は異なる。もっとも、取締役については、当該意思決定を行わない場合であっても、会社の組織に関する重要な意思決定を行う(次頁参照)ため、資格制限の対象から一切除外するのは適切ではない。

<方向性>

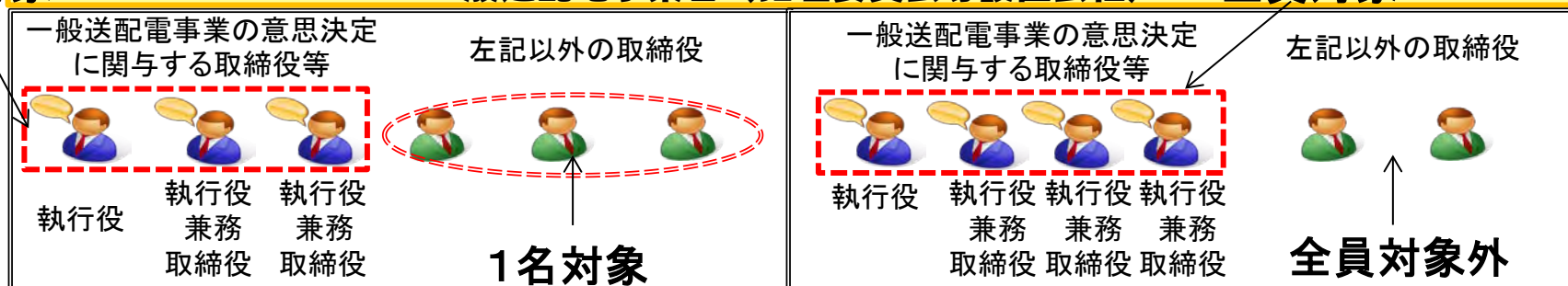
- 「一般送配電事業の意思決定に関与する全ての取締役等」については、資格制限の対象としてはどうか
- 一般送配電事業の意思決定に関与しない取締役が存在する会社の取締役については、「全取締役(一般送配電事業の意思決定に関与する取締役を含む。)の半数+1」について資格制限の対象としてはどうか

<資格制限の対象となる取締役等(例)>

全員対象

一般送配電事業者(指名委員会等設置会社)

全員対象



(※)「一般送配電事業の意思決定に関与しない取締役等」については、①指名委員会等設置会社において一般送配電事業の業務執行の決定全てを執行役に委任した場合の当該執行を委任された執行役ではない取締役、②監査等委員会設置会社(本年6月に成立した改正会社法により新設)において一般送配電事業に関する業務執行の決定全てを取締役に委任した場合における当該委任を受けた取締役以外の取締役が該当すると考えられるが、③それ以外の会社においても、取締役会において一般送配電事業に関する議事・議決を行う場合に、その議事に参加せず、議決を行わない取締役であれば、当該取締役等に該当すると評価できるのではない。

・指名委員会等設置会社

- 取締役会の中に指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く株式会社をいう(平成26年6月法律第90号による改正後の会社法(新会社法)2条12号)。
- 執行役が経営者であり、取締役会は主にその監督機関の役割を担うもの(監督と執行の制度的分離)。そのため、業務の意思決定を大幅に執行役に委ねることが可能。
- ただし、以下の事項の決定については、執行役への委任が認められず取締役会が決定しなければならない。

①経営の基本方針(中長期計画等)	⑤計算書類等の承認、中間配当
②執行役の選解任等重要な業務執行組織等に係る事項	⑥会社の組織再編行為(事業譲渡・会社分割)に関する事項
③内部統制システムに関する事項	⑦取締役、執行役の利益相反取引等の承認・責任の一部免除
④株主総会に係る事項(株主総会の招集の決定等)	⑧譲渡制限株式の譲渡承認等

・監査等委員会設置会社

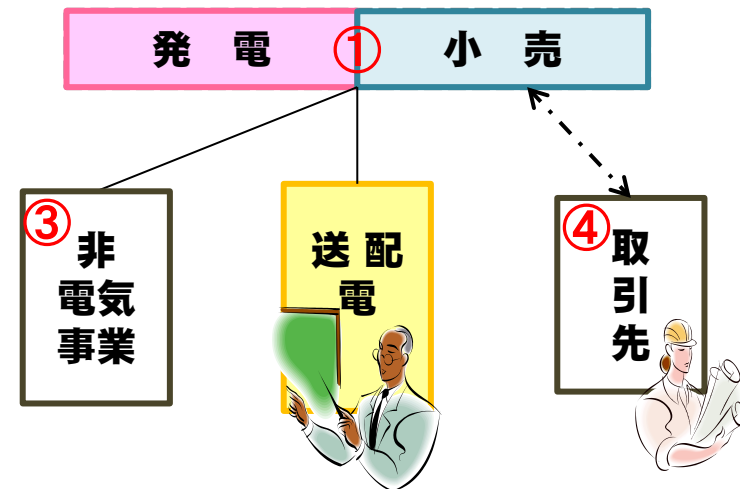
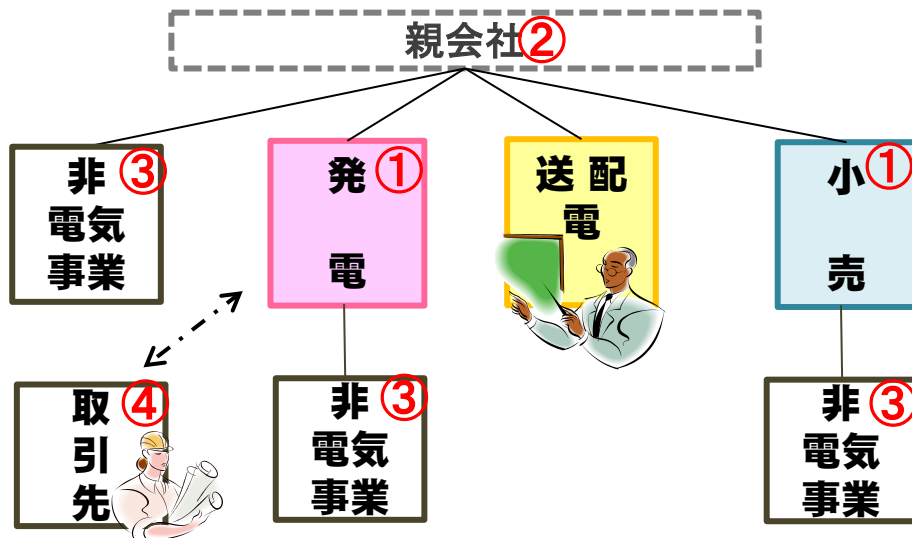
- 監査役や指名委員会及び報酬委員会を置かず、監査等委員会が監査等を担う株式会社をいう(新会社法2条11号の2)。
- 取締役会の監督機能の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役を複数置くことで業務執行と監督の分離を図りつつ、そのような社外取締役が、監査を担うとともに、経営者の選定・解職等の決定への関与を通じて監督機能を果たすことを意図する会社形態。
- 監査等委員会設置会社では、業務執行は業務執行取締役が行うが、①取締役の過半数が社外取締役である場合、又は②定款の定めがある場合、取締役会決議によって、重要な業務執行の決定を取締役に委任することが可能。委任することができる事項の範囲は、指名委員会等設置会社において執行役への委任が認められる事項と基本的には同様。

<論点>

どの事業者の取締役等との兼任について、一般送配電事業者の中立性を害する恐れがあるといえるか、「一般送配電事業者の中立性を害する恐れのある一般送配電事業者と親子若しくは兄弟会社関係にある会社又はそれに準ずる会社」(第8回制度設計ワーキンググループ事務局提出資料5-4、9頁参照)の範囲が問題となる。

具体的な論点は以下のとおり。

- ① 発電・小売事業者を対象とすべきか。
- ② 発電・小売事業者の親会社(非電気事業者)を対象とすべきか。
- ③ 発電・小売事業者と子会社・兄弟会社関係にある会社(非電気事業者)を対象とすべきか。
- ④ 発電・小売事業者の取引先を対象とすべきか。



(※)
○囲いの赤字は、上記論点に対応。

＜検討・方向性＞

① 発電・小売事業者を対象とすべきではないか

自らの利益の最大化を図る観点から発電・小売事業者の利益を優先し、一般送配電事業者の中立性を害する恐れがあるため。

(※)ただし、一般送配電事業者の親会社である場合には、それを踏まえた規律が必要ではないか(10頁)。

② 発電・小売事業者の親会社(非電気事業者)を対象とすべきではないか

グループ会社全体の利益の最大化を図る観点から、発電・小売事業者の利益を優先し、一般送配電事業者の中立性を害する恐れがあるため。

(※)ただし、一般送配電事業者の親会社でもあることを踏まえた規律が必要ではないか(10頁)。

③ 発電・小売事業者と子会社・兄弟会社関係にある会社(非電気事業者)は対象とする必要までではないのではないか

子会社・兄弟会社関係にある非電気事業者は、上記①②の場合とでは、当該会社に帰属する利益が直接的か間接的かという点で異なり、この点で一般送配電事業者の中立性を害する恐れが低いため。

(※)なお、発電・小売事業者の子会社は、発電・小売事業者の支配下にあることに着目し、一律に禁止の対象とすべきとも考えられる。しかし、(a)一般送配電事業者の取締役等の兼任等の状況は報告徴収等を通じてチェックし、発電・小売事業者の子会社の取締役と兼任しているような場合には、差別的取扱い等の行為規制に反した行動がとられていないか、厳格な監視を行うことが可能である。また、(b)当該子会社の取締役が親会社である発電・小売事業者のために差別的取扱いをすることを働きかけるような影響力行使を行う場合は、通常、当該発電・小売事業者による明示又は黙示の依頼に基づくものと評価でき、当該子会社を通じた発電・小売事業者による不当な影響力行使に該当すると評価できる(第8回制度設計ワーキンググループ事務局提出資料5-4、9頁参照)。以上を考慮すると、取締役等の兼任を一律に禁止の対象とする必要はないのではないか。

④ 発電・小売事業者の取引先は対象とする必要までではないのではないか

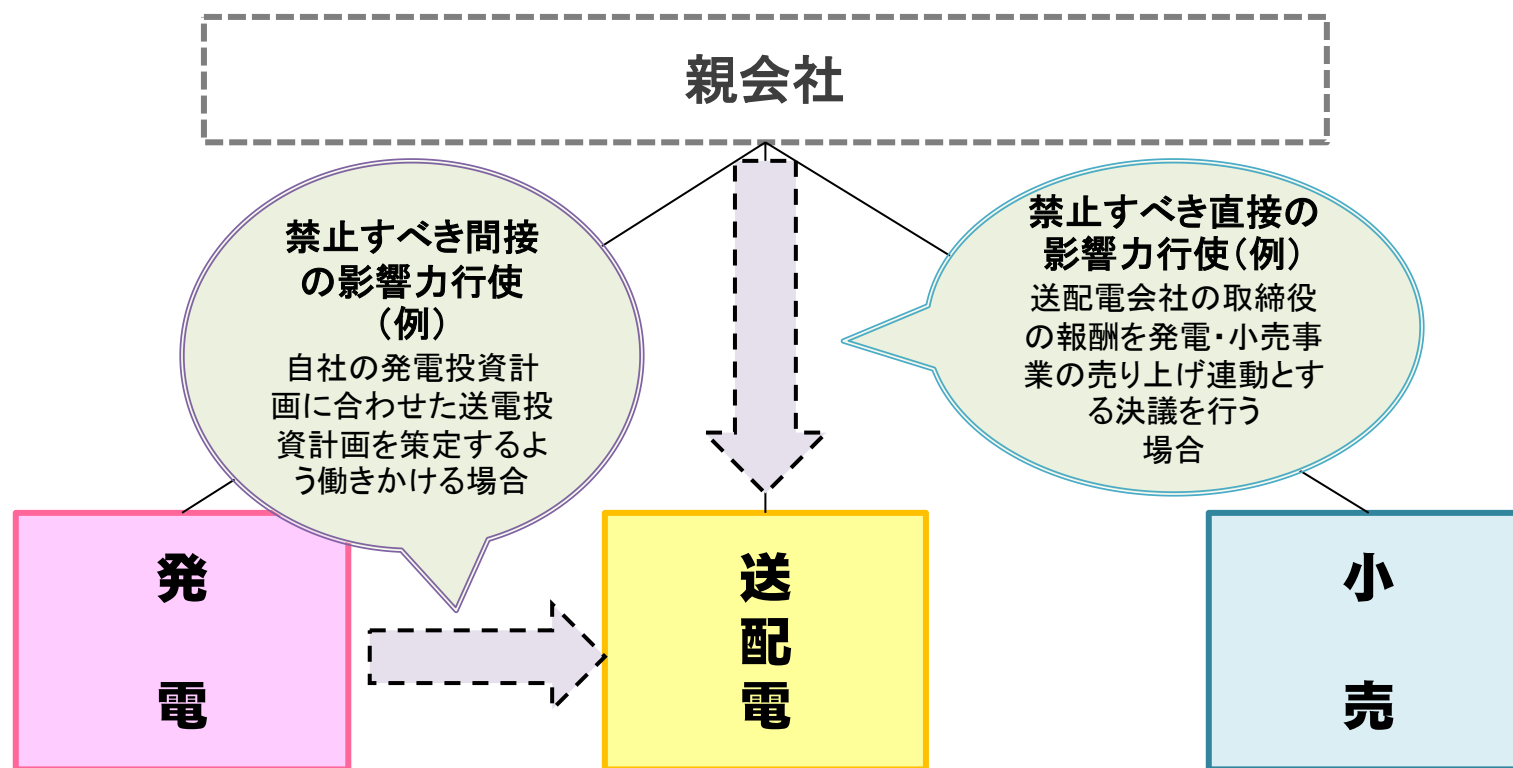
取引先については、上記①②にある場合とでは、当該会社(グループ会社を含む。)に帰属する利益が直接的か間接的かという点で異なり、この点で一般送配電事業者の中立性を害する恐れが低いため。

＜論点＞

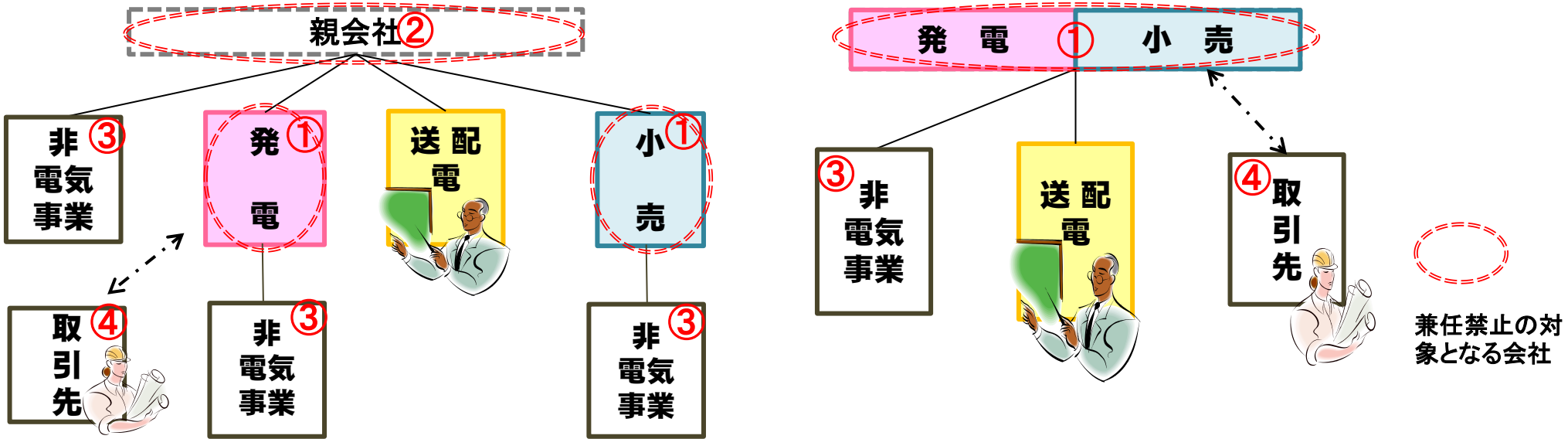
資本関係を有する発電・小売事業者を有利に扱うことを目的として、グループ会社（※）が直接又は間接的に影響力を行使することで一般送配電事業者の中立性を害する危険性がある。このため、グループ会社が一般送配電事業者に対し差別的取扱いをすることを働きかけるような影響力行使を規制すべきではないか。

（※）一般送配電事業者の中立性を害する恐れのある一般送配電事業者と親子又は兄弟会社関係にある会社

（※）具体的な判断基準等の詳細ルールについては、ガイドライン等において規定する予定。



<具体的イメージ>



<国内参考例>

・電気通信事業においては、NTT東西の役員とNTTコミュニケーションズの役員の兼任を禁止しているが、NTT東西の役員と持株会社の役員兼任を禁止していない(電気通信事業法31条1項、日本電信電話株式会社の再編成に関する実施計画案の概要(実施計画)5(1))。

(※)規制部門であるNTT東西は、分社後も通信サービスを消費者へ提供する主体(=小売事業を行っている主体)であり、法的分離に伴い、送配電部門の中立性確保の観点から課す行為規制とは規制の観点が異なる点には留意が必要。

・銀行法は、①職務専念義務及び②情実貸付けの防止の観点から、「銀行の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事してはならない。」とされている(銀行法7条1項)。

- 社外取締役は、主として会社の監督を果たすことを目的として設けられているものであり、会社の経営者から影響を受けない、自社及びグループ会社からの影響を排除された取締役をいう。
- 社外取締役は、一般送配電事業者の出身者も排除されてしまうため 電気事業法上社外取締役の設置を義務付けることは適切ではないが、グループ会社からの影響力の排除という観点から、取締役等の資格の検討に際しては、一定程度参考となる(会社法上、社外取締役の設置は義務付けられていない点には留意が必要)。

(1) 現行会社法における社外取締役の要件(現行会社法2条15号)

- ① 当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でないこと(現在要件)
- ② 過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないこと(過去要件)

(2) 新会社法における社外取締役の要件(新会社法2条15号)

① 現在要件の厳格化

- ・当該会社の親会社等又は親会社等の取締役、執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと
- ・当該会社の兄弟会社の業務執行取締役等でないこと
- ・当該会社の取締役、執行役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等の配偶者又は2親等内の親族でないこと

② 過去要件の緩和

- ・当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等を辞めて10年が経過すれば、社外取締役となることを許容

(※)株式会社の重要な取引先の関係者でないものであることを追加すべきとの指摘もされたが、その定め方が困難であることから、追加は見送られた。

(※)各株式会社の規模、業種、業態等に適した柔軟な企業統治体制の構築を阻害するおそれがあるとの指摘等があり、社外取締役の設置を義務化することは見送られた。

<論点>

兼任禁止の対象となる事業者における役職等(発電・小売事業の意思決定に関与する取締役等か否か、従業員か否か等)に応じて、一般送配電事業者の中立性を害する恐れは変わるのではないか。

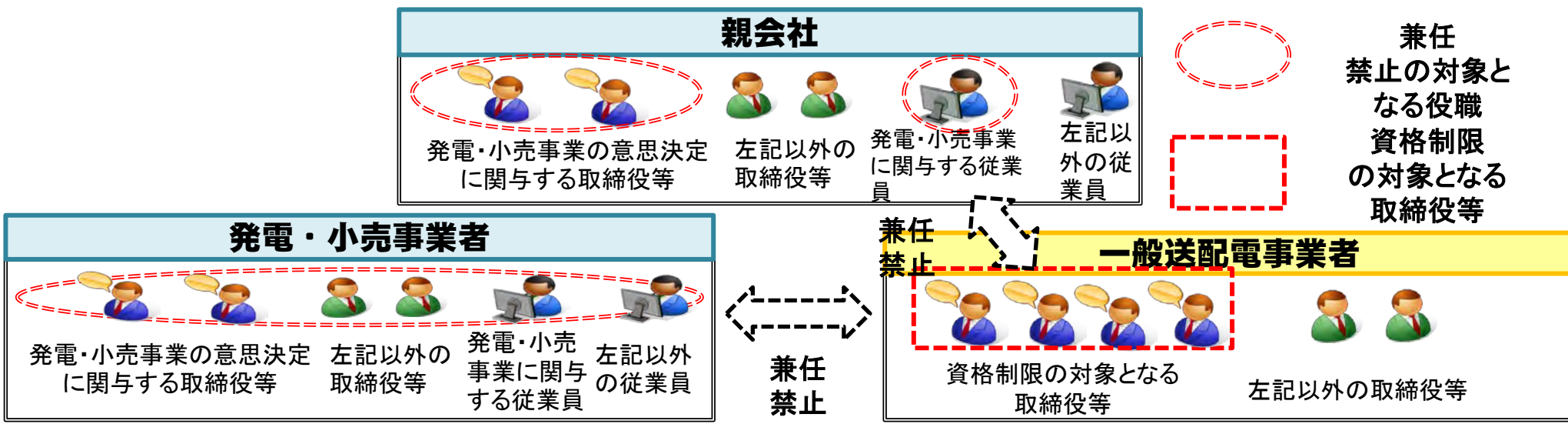
<検討>

自己が所属するグループ会社の利益を図る目的は、その会社での役職、意思決定の範囲や担当する業務にかかわらず、所属している以上生じる。

ただし、親会社全体の予算計画等について、一般送配電事業者の取締役等が親会社の取締役等として一切の意見を言えないとすると、かえって一般送配電事業者として合理的な意思決定ができない恐れがある。また、親会社については、グループ会社全体を統括する立場にあるため、発電・小売事業に関する利害関係を有する側面と一般送配電事業に関する利害関係を有する側面の二面性を有する。

<方向性>

- 発電・小売事業者(一般送配電事業者の親会社を除く)との兼任は、全ての取締役等・従業員を対象に禁止してはどうか
- 一般送配電事業者の親会社との兼任は、「発電・小売事業の意思決定又はその事業に関与する場合」に限り禁止してはどうか



<論点>

過去にグループ会社の取締役等や従業員となっていた者が、一般送配電事業者の取締役等となる場合について、一般送配電事業者の中立性を害する恐れがあるとして、一定の制限をすることが必要ではないか。

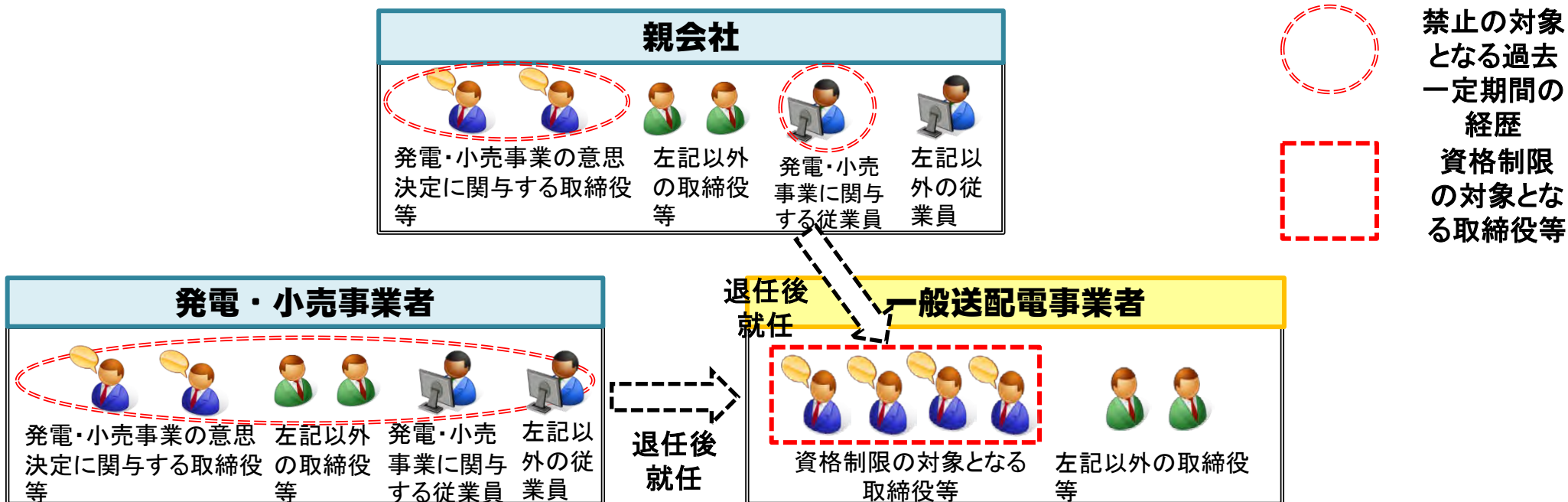
<検討>

過去にグループ会社の取締役等や従業員となっていた者が一般送配電事業の意思決定に関与する取締役等となる場合、その就任前に属していたグループ会社の利益を図り一般送配電事業者の中立性を害する恐れがある。他方、一定期間経過後は、就任前に属していたグループ会社の利益を図る誘引が減退することから、就任前の一定期間の間において、兼任禁止の対象となる事業者の役職に就いていた者を就任制限の対象とすべきではないか。

<方向性>

■ 就任前の一定期間(例えば2年間)において兼任禁止の対象となる取締役等や従業員であった者が、資格制限の対象となる取締役等に就くことを禁止してはどうか

(※)法的分離実施時において本要件を形式的に適用するとした場合、法的分離前の会社(兼業会社)の取締役が一般送配電事業の意思決定に関与する取締役等に就任できないこととなる。このため、経過措置を設ける等の一定の措置が必要ではないか。



<論点>

一般送配電事業者の取締役等へ就任した後に、そのグループ会社の取締役等又は従業員へ就任する場合、

①その在任中、退任後の取締役等・従業員となるグループ会社の利益を図る目的で行動したり

②その退任後、一般送配電事業者の取締役等であった影響力を行使したり、在任中に得た情報を基に、グループ会社の利益を図る目的で行動する

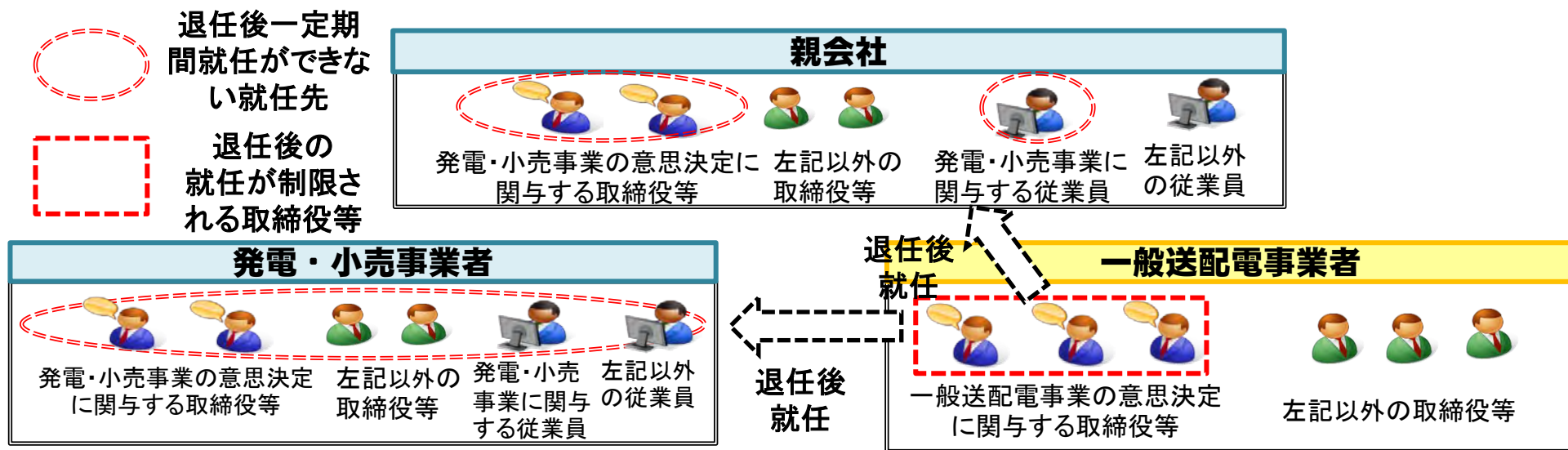
恐れがある(第8回制度設計ワーキンググループ事務局提出資料5-4、11頁参照)。そこで、どのような場合に、一般送配電事業者の中立性を害する恐れのある退任後の就任として禁止すべきか。

<検討>

一般送配電事業の意思決定に関与する取締役等を退任した後、兼任禁止の対象となる取締役等又は従業員へ就任する場合、上記①及び②があてはまるため、一般送配電事業者の中立性を害する恐れがあるのではないかと。ただし、上記の弊害は、時間の経過と共に徐々に薄まるといえるのではないかと。

<方向性>

■ 一般送配電事業の意思決定に関与する取締役等について、退任後一定期間(例えば2年間)は、兼任禁止の対象となる取締役等又は従業員となることを禁止してはどうか



＜論点＞

一般送配電事業者の従業員的人事管理(兼職・過去の経歴・在籍出向)について、どのような規律を設けるべきか(※)。なお、兼任禁止の対象となる事業者の範囲は、取締役等の場合と平行に考えるべきではないか。

(※)従業員的人事管理の規律を検討するにあたっては、一般送配電事業における系統運用等に関する人材育成には、一般送配電事業のみならず、発電事業における発電所の現場の運用等も経験することが重要であることも踏まえた柔軟な検討が必要ではないか。なお、重要な使用人については、別途検討する(いずれの点も、15頁についても同様。)

＜検討＞

① 兼職について

一般送配電事業に関与する従業員が、同時にグループ会社の発電・小売事業の意思決定に関与する取締役等や発電・小売事業に関与する従業員である場合、情報の目的外利用等が行いやすい状況にあり、一般送配電事業者の中立性が害される恐れがあるのではないか。

② 過去の経歴について

グループ会社を既に退職している場合は、兼職の場合と比較して中立性を害する恐れは低く、また、従業員の上記特質(※)を踏まえ、制限を設けないこととしてはどうか。

③ 一般送配電事業者への在籍出向について

出向元との関係で雇用契約を維持しつつ一般送配電事業者の従業員となる在籍出向は、一般送配電事業に関する意思決定に関与せず、一般送配電事業者からの指揮・監督に基づき業務を行う立場となるため、兼職の場合と比較して一般送配電事業者の中立性を害する恐れは低いのではないか。ただし、グループ会社との間の雇用契約を維持したままであることから、場合によっては差別的取扱い等の行為が行われる可能性は否定できない。このため、報告徴収等を通じて出向の状況を確認し、状況に応じた監視を行う必要があるのではないか。

＜方向性＞

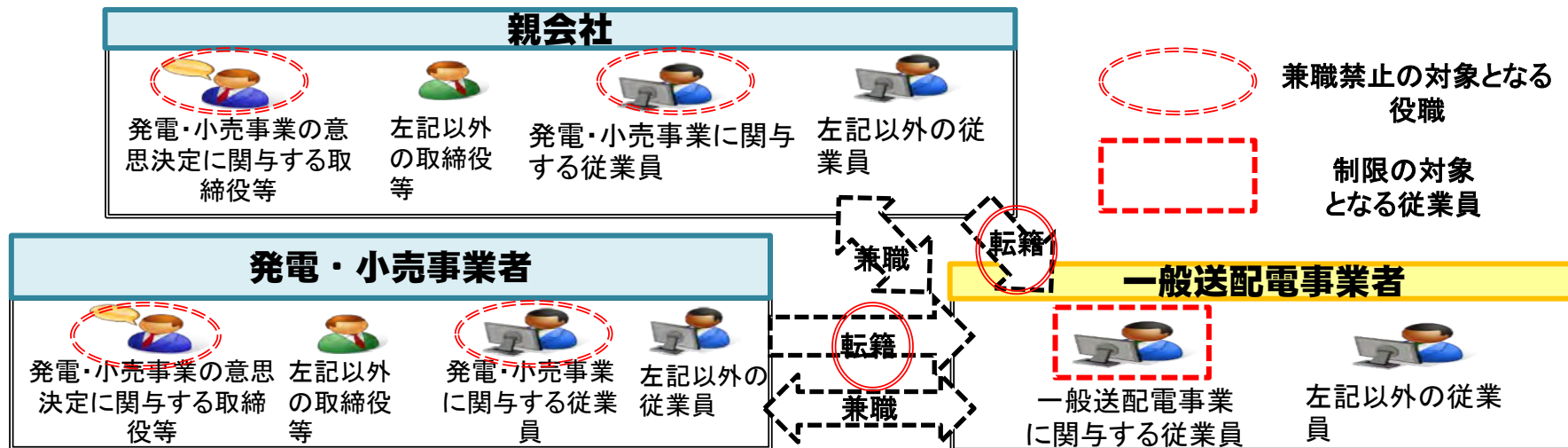
① 一般送配電事業に関与する従業員(※)については、兼任禁止の対象となる事業者の発電・小売事業の意思決定に関与する取締役等や発電・小売事業に関与する従業員(※)との兼職を禁止してはどうか

(※)間接部門(人事・経理等)のみを担当している従業員は含まれない。

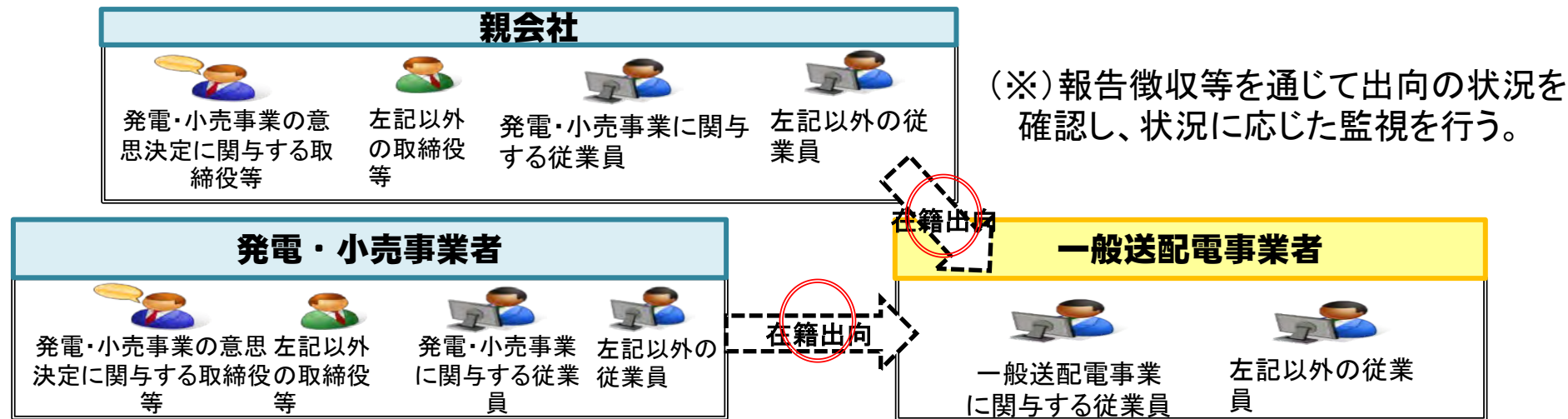
② 過去発電・小売事業者の取締役等又は従業員であった者が、一般送配電事業者の従業員となることに制限を設けないこととしてはどうか

③ 一般送配電事業者への在籍出向については、制限をしないものの、報告徴収等を通じて出向の状況を確認し、状況に応じた監視を行うこととしてはどうか

【兼職・過去の経歴】



【一般送配電事業者への在籍出向】



<参考>

- 電気通信事業では、NTT東西とNTTコミュニケーションズとの間で在籍出向は行わないこととされている(実施計画5(2))。

<論点>

一般送配電事業者の従業員であった者が、グループ会社の取締役等又は従業員となる場合、

①その従業員時に、将来の異動(※1)を見据えてグループ会社の利益を図る目的で行動したり、

②その異動後、一般送配電事業者の従業員であった影響力を行使したり、一般送配電事業者の従業員として得た情報を基に、グループ会社の利益を図る目的で行動する

恐れがある。そこで、一般送配電事業者の中立性確保の観点からどのような規律を設けるのが適切か(※2)。

(※1)一般送配電事業者からグループ会社への転籍及び在籍出向をいう。

(※2)当該規制は一般送配電事業者の従業員の職業選択の自由を制約するものであるため、この点も踏まえた検討が必要。

<検討>

一般送配電事業者の従業員は、一般送配電事業に関する意思決定に関与せず、当該会社の指示で業務を行うため、①の蓋然性は高くない。他方、一般送配電事業に関与する従業員の中でも、他の電気事業者の競争情報に接する従業員又は系統運用や送配電投資計画の策定等に関与する従業員であった者が、直後に発電・小売事業の意思決定に関与する取締役等や、小売電気事業者の営業部門(電力取引部門を含む)や発電事業者の発電計画、発電投資計画業務等に関与する従業員となった場合には、②の観点から、一般送配電事業者の中立性が害される恐れがある。

<方向性>

■ 一般送配電事業の送配電等業務に関して他の電気事業者の競争情報に接する従業員又は系統運用・送配電投資計画の策定等に関与する従業員について、当該職務に従事後一定期間(例えば2年間)は、兼任禁止の対象となる事業者において発電・小売事業の意思決定に関与する取締役等又は小売電気事業者の営業部門(電力取引部門を含む)や発電事業者の発電計画、発電投資計画業務等に関与する従業員となることを禁止してはどうか

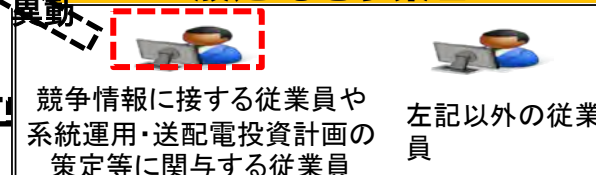
親会社



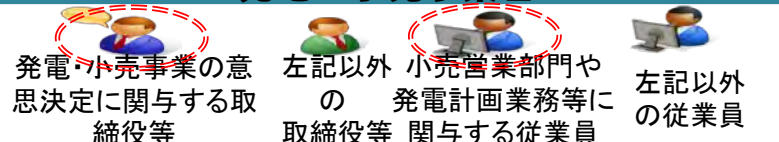
従事後一定期間就任ができない就任先

従事後の就任が制限される従業員

一般送配電事業者



発電・小売事業者



(※)系統が本島と繋がっていない離島で、一般送配電事業者の従業員が島内の発電所において島内の系統運用を一体として行っている場合又は島内の発電の投資計画と送配電投資計画を一体として行っている場合において、その後グループ会社である発電事業者の発電計画業務等へ異動する場合は、上記②の危険性がないことから、異動制限の対象外としてはどうか。

←異動→

禁止される例

一般送配電事業者

送配電投資計画の策定に携わる
従業員



小売

営業部門部長



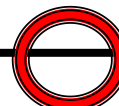
発電

発電計画の策定に携
わる従業員

禁止されない例

一般送配電事業者

人事担当者



小売

営業部門部長



発電

発電計画の策定に携
わる従業員

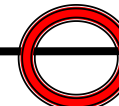
一般送配電事業者

送配電投資計画の策定に携わる
従業員



小売

経理担当



発電

発電所現場作業員

<参考>

- 平成19年改正前の国家公務員法においては、国家公務員等たる職員は、その離職後2年間は、人事院の承諾を得た場合を除き、その離職前5年間に在籍していた国の機関と密接な関係にある営利企業の地位に就いてはならないとされていた(改正前国家公務員法103条2項)。公務の公正な執行の確保の要請と職業選択の自由等の基本的人権との調和を図る観点から、離職後2年間に限っているものである。

<論点>

第8回制度設計ワーキンググループにおいて、「執行役員等の会社法上の役員ではないが重要な使用人である従業員については、その占める地位の重要性に鑑み取締役等に準じた扱いをする必要があるのではないか。」(第8回制度設計ワーキンググループ事務局提出資料5-4、14頁)との問題提起をさせていただいたところ。そこで、具体的にどのような規律を設けるべきか。

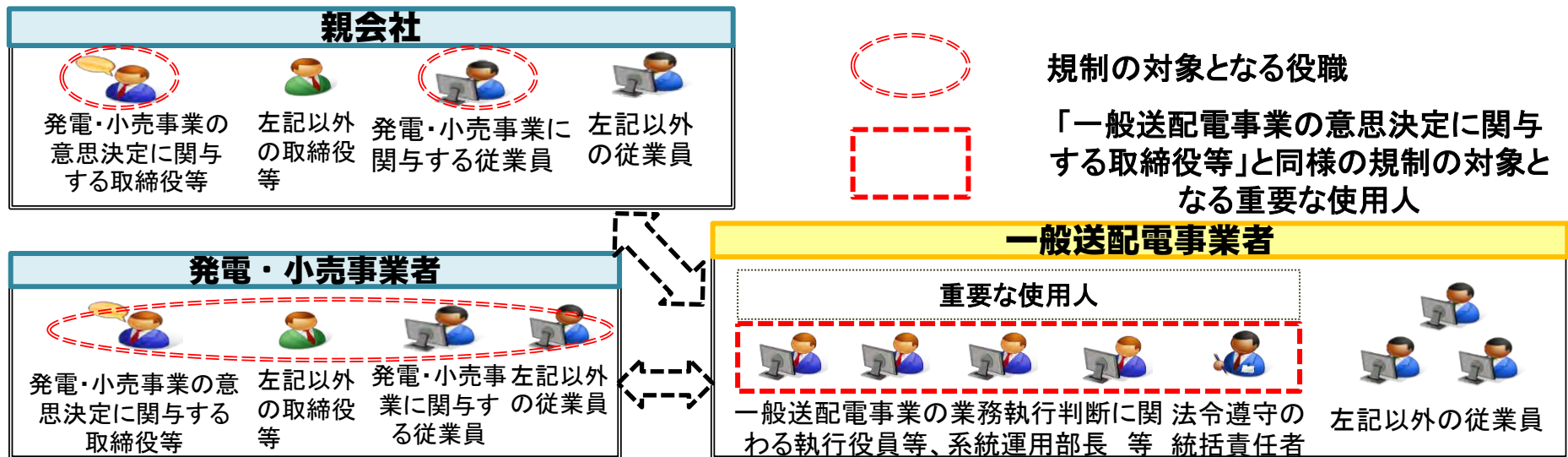
<検討>

重要な使用人については、一般送配電事業の日常の業務執行について相当の裁量権を有することから、実質的に意思決定を行っていると評価することができるのではないかと検討されている。

<方向性>

■ 重要な使用人について、資格制限の対象となる取締役等と同様の規律を設けることとしてはどうか

(※) 法的分離実施時において本要件を形式的に適用とした場合、法的分離前の会社(兼業会社)の取締役等が一般送配電事業の重要な使用人に就任できないこととなるため、経過措置を設ける等の一定の措置が必要ではないかと検討されている。



(※) 重要な使用人とは、理事や執行役員、支配人、相談役のうち、一般送配電事業の日常の業務執行の判断に関わっている者の他、一般送配電事業の系統運用や送配電投資計画の策定に関する業務を総括する立場にある使用人(系統運用部長等)や、法令遵守の統括責任者(34頁参照)を想定。

対象者 (一般送配電事業者)		兼任等の対象 (グループ会社)	就任前	就任中	退任後・異動
取締役等	一般送配電事業の意思決定に関与する取締役等	取締役等及び従業員 (親会社の取締役等及び職員については、発電・小売事業の意思決定及び業務に関与しない場合を除く)	一定期間(例えば2年間)の就任制限	兼任禁止	一定期間(例えば2年間)の就任制限
	上記以外の取締役等		全取締役の半数+1の取締役について、上記取締役等と同様	全取締役の半数+1の取締役について兼任禁止	—
従業員	重要な使用人	発電・小売事業の意思決定に関与する取締役等又は業務に関与する職員(異動については、発電小売事業の意思決定に関与する取締役等、小売営業部門や発電計画、発電投資計画業務等に関与する従業員に限る)	一定期間(例えば2年間)の就任制限	兼任禁止	一定期間(例えば2年間)の就任制限
	一般送配電事業に関与する従業員(異動については、競争情報に接する従業員、系統運用・送配電投資計画の策定等に関与する従業員に限る)		—	兼職禁止(※)	一定期間(例えば2年間)の就任制限
	上記以外の従業員	—	—	—	—

(※)一般送配電事業者への在籍出向は認めるが、報告徴収等により出向の状況を確認し、出向の状況に応じた監視を行う。

第2次EU指令

○送電系統運用者の経営責任者は、発電、配電及び電力供給の日常的運用に直接的又は間接的に責任を負う統合型電力事業の会社組織に関与してはならない。

対象者	就任前	就任中	退任後
経営責任者	—	兼務禁止	—
その他の役職員		—	



第3次EU指令

○ITOの下記の対象者は、垂直統合型事業者の送電系統運用者以外の部門との関係において、その職位又は職責等を有してはならない。



対象者		就任前	就任中	退任後
経営責任者 経営組織の構成員	過半数	3年間	兼務禁止	4年間
	それ以外	6ヶ月		
系統の運用、維持、増強に関して経営幹部に属する者に直接報告する者・法令遵守担当者		3年間		
その他の職員		—		—

(※)ITOとグループ会社間の職員派遣は禁止(EU指令17条1項(c))

【第3次EU指令について】

○ITOにおいては、Supervisory Body（垂直統合型事業者の代表、垂直統合型事業者と利害関係のない株主の代表及び加盟国の関係法令に規定があれば送電系統運用者の従業員等のその他の利害関係者で構成される機関）が、取締役等の選任等や、ITOの株主資産価値に重要な影響を与える事項（送電系統運用者の日常活動、系統管理や系統開発10カ年計画の準備に必要な活動を除く）の決定を行っている（EU指令20条2項、1項）。

○Supervisory Bodyの半数から1を減じた数の構成員は、ITOの経営責任者及び経営組織の構成員と同様の兼任等の禁止に関する規制が課されている（EU指令20条3項第1文）。

○垂直統合型事業者とは、同一の者が直接的・間接的に支配する権限を有し、送電又は配電業務のうち少なくとも一つの業務と発電又は小売業務の少なくとも一つの業務を行う、一電気事業者又は電気事業者グループをいう（EU指令2条21項）。

(Ⅱ)一般送配電事業者による利益等の発電・小売事業への 移転の制限に関する規律

<問題意識>

規制部門である一般送配電事業者が上げた利益等(※)を直接又は他の者を通じて親子・兄弟会社関係にある発電・小売事業者 zu 有利な条件で移転することによって、他の発電・小売事業者との関係で対等な競争条件を失する可能性がある。また、一般送配電事業者と親子・兄弟会社関係にある会社等との取引が公正に行われない場合、一般送配電事業者の中立性・公平性を失する可能性がある。そのため、かかる点について制度的に対処することが必要。

一般送配電事業者が行う取引に関しては、以下の3点を検討する必要があるのではないか。

(※)「一般送配電事業者が上げた利益等」とは、一般送配電事業者が取引により上げた収益又は一般送配電事業者が借入等により調達した資金をいう。

①一括資金調達・グループ内資金融通**②一般送配電事業者とグループ会社との間で行う保証・担保提供・債務引受****③その他のグループ間取引**

<論点>

電力システム改革専門委員会報告書(平成25年2月8日取りまとめ)において、スケールメリットを追及する行為として、「競争部門での対等な競争条件確保に影響を及ぼさない親会社による一括の資金調達」を認めることとしている。そのため、どのような条件であれば、「競争部門での対等な競争条件確保に影響を及ぼさない」一括資金調達といえるか。

<検討>

(1) 通常の金利よりも高い金利で一般送配電事業者に資金融通をすることによりグループ会社の発電等の新規投資や損失の穴埋め等に活用することを防止し、(2) 一般送配電事業者とグループ会社との取引の公正性を担保するため、一括資金調達をした資金に関する一般送配電事業者とグループ会社との融通について、「通常の取引の条件」で行うことを義務付けるべきではないか。このような条件とすることで「競争部門での対等な競争条件確保に影響を及ぼさない」一括資金調達といえるのではないか。

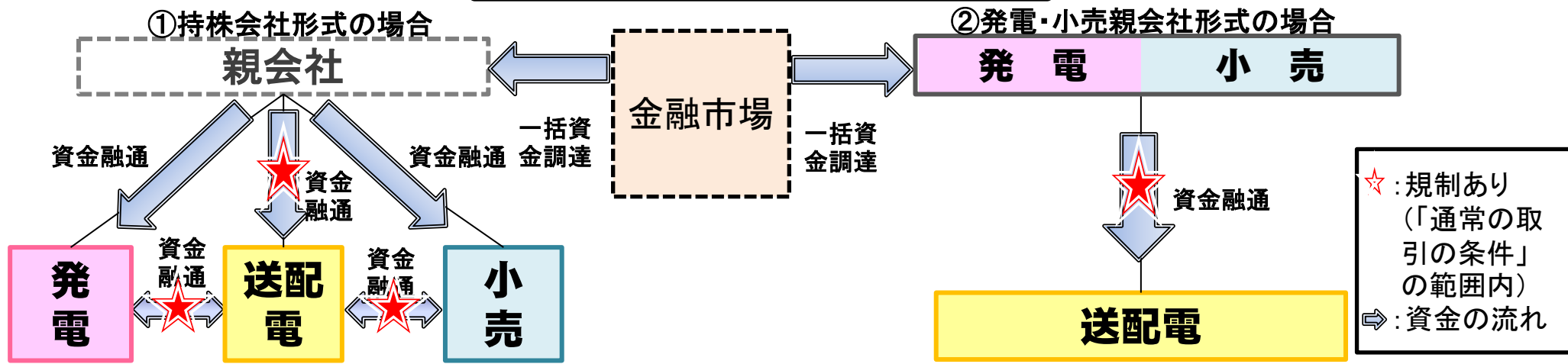
<方向性>

■ 一括資金調達を行う場合、一括資金調達をした資金に関する一般送配電事業者とグループ会社(詳細は次頁)との融通について、「通常の取引の条件」の範囲内で行わなければならないとはどうか

(※)「通常の取引の条件」とは、「グループ会社以外と同種の取引を行った場合と同様の条件」を意味。

(※)一括資金調達を前提としない、グループ内資金融通も同様。

<例>親会社による一括資金調達の場合



<論点>

一般送配電事業者が行う取引(21頁①～③の取引)については、どのような者との取引を規制の対象とすべきか。規律の対象となるグループ会社の範囲が問題となる。

<検討>

取締役等の兼任等の場合と同様に、親会社並びに子会社及び兄弟会社関係にある発電・小売事業者を規律の対象とすれば足りると思われるが、その場合、以下の取引等について、規律の対象とすることができず、不適当ではないか。

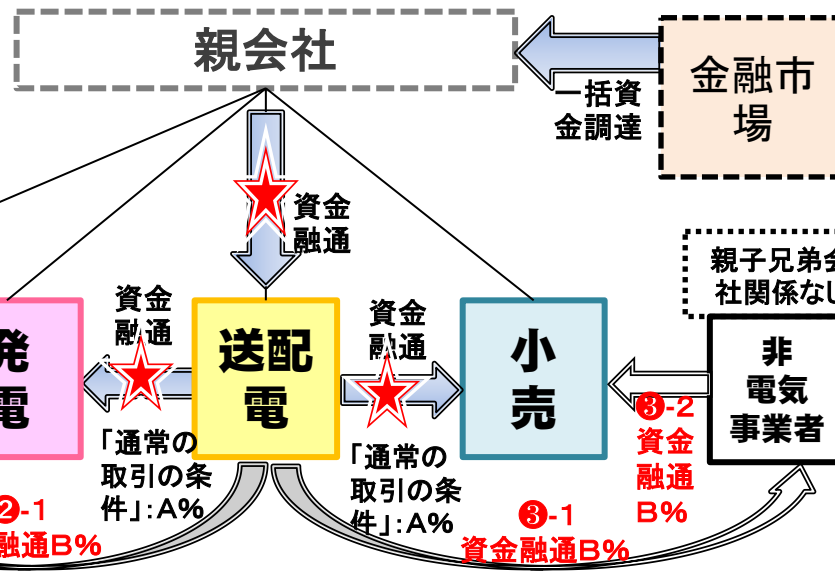
- ① 兄弟会社関係にあるファイナンス会社が一括調達をしてそれを一般送配電事業者へ融通する取引
- ② 親子・兄弟会社間における迂回取引(以下の例参照)
- ③ 親子・兄弟会社以外との迂回取引(以下の例参照)

<方向性>

- 一般送配電事業者が行う取引については、一般送配電事業者の親子・兄弟会社に加え、それらの会社が、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる会社もその対象としてはどうか
- (※) 銀行法や金融商品取引法等における通常の取引の条件に関する規制(26頁参照)を参照。

<例> 迂回取引

(※) Bは、Aよりも低い利率



(※) 取締役等の兼任等のグループ会社の考え方の違い

取引に関する規律については、これに違反した場合、対等な競争条件を直接阻害する利益等の移転が生じるものである。このため、迂回取引等が行われた場合、対等な競争条件を直接阻害するため、規制対象に含める必要があるのではないか。

他方、取締役等の兼任等は、取締役等の兼任等によって直接対等な競争条件が阻害されることにはならないものの、兼任等をした取締役等がグループ会社を優遇する行為をすることで対等な競争条件が害される蓋然性があることに鑑み、あらかじめ規制するものである。このため、対等な競争条件を害する蓋然性のある兼任等に限って規制する必要がある。この点において、取引に関する場合は異なる。

<論点>

一般送配電事業者とグループ会社との間で行う保証・担保提供・債務引受(以下「保証等」という。)については、どのような条件であれば、「競争部門での対等な競争条件確保に影響を及ぼさない」保証等といえるか。

<検討>

グループ会社が不当な利益を受けることによる対等な競争条件の阻害を防止すると共に、一般送配電事業者とグループ会社との間の取引の公正性を担保するため、例えば、一般送配電事業者が、グループ会社に対し、保証等を行う場合に、一般送配電事業者の信用力の活用に見合う相当の対価(＝保証料等)の提供を義務付けること、すなわち、一般送配電事業者とグループ会社との間で行う保証等の条件については、「通常取引の条件」の範囲内であることを義務付けるべきではないか。それにより、保証等は、「競争部門での対等な競争条件確保に影響を及ぼさない」保証等といえるのではないか。

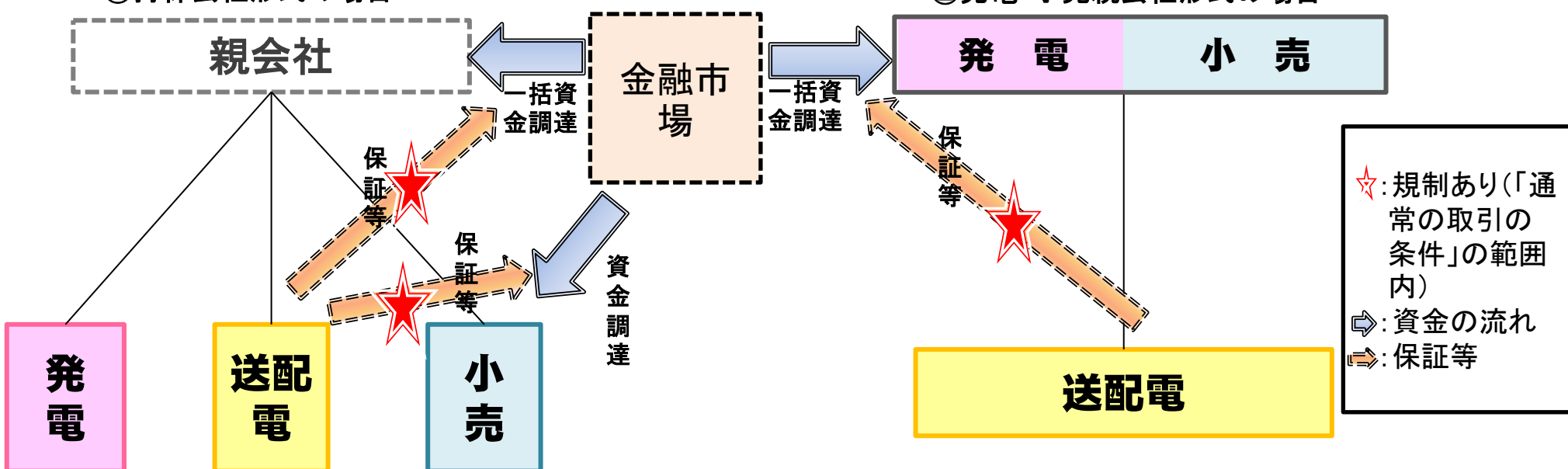
<方向性>

■ 一般送配電事業者とグループ会社との間で行う保証等についての条件は「通常取引の条件」の範囲内ではないとしないとはどうか

<例>保証等

①持株会社形式の場合

②発電・小売親会社形式の場合



<論点>

上記①及び②以外の一般送配電事業者とグループ会社との取引（例えば、業務委託契約や経営指導に関する契約等）について、どのような条件であれば、「競争部門での対等な競争条件確保に影響を及ぼさない」といえるか。

<検討>

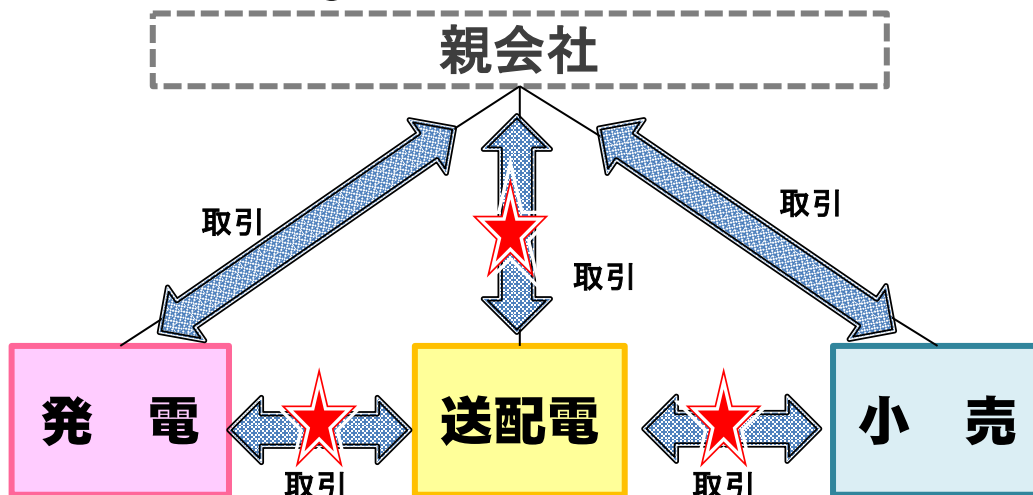
（１）一般送配電事業者の取引の相手方に有利な契約内容とすることで、規制部門で得た利益等をグループ会社が得て、グループ会社の発電等の新規投資や損失の穴埋め等に活用することを防止し、（２）一般送配電事業者とグループ会社との取引の公正性を担保するため、一般送配電事業者とグループ会社間の取引を行う場合、その条件が「通常の取引の条件」の範囲内であることを義務付けるべきではないか。これにより、グループ間取引についても、「競争部門での対等な競争条件確保に影響を及ぼさない」取引といえるのではないか。

<方向性>

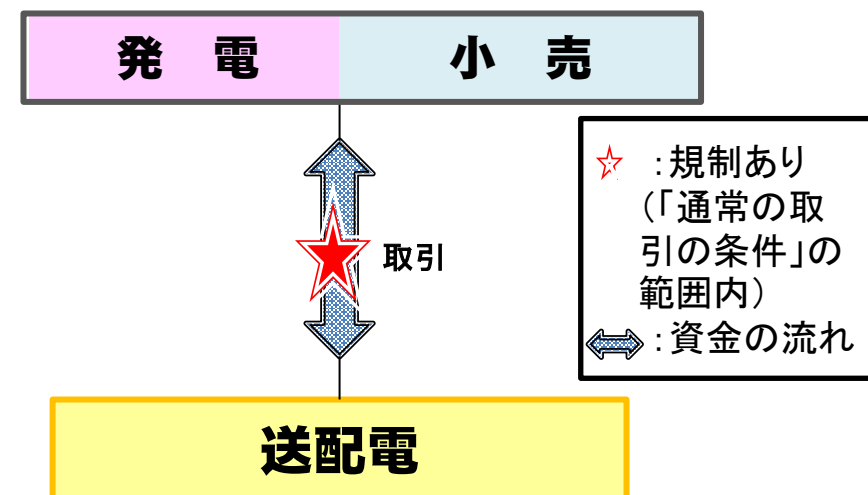
■ 一般送配電事業者とグループ会社間の取引について、「通常の取引の条件」の範囲内で行わなければならないとはどうか

<例>その他のグループ間取引

①持株会社形式の場合



②発電・小売親会社形式の場合



○商業的・財務的関係の規制

EUにおける取引に関する規制

- ・ITOと垂直統合型事業者(19頁参照)間のあらゆる商業的・財務的関係は、市場の条件(Market Conditions)(※)を遵守しなければならない。ITOは、その商業的・財務的関係に関する詳細な記録を保存し、要請に応じこれらを規制機関の利用可能な状態にしておかなければならない(EU指令18条6項)。

(※)「市場の条件」とは、資本関係等のない外部第三者との取引と同様の取引条件を指すと解釈されており、日本法における「通常の取引の条件」と同様の概念。

○銀行法

「通常の取引の条件」に関する参考例

- ・原則として「特定関係者との間で行う取引で、その条件が当該銀行の取引の通常条件に照らして銀行に不利益を与えるものとして内閣府令で定める取引」及びそれに「準ずる取引又は行為で、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして内閣府令で定める取引又は行為」を禁止(13条の2第1号・2号)。
- ・同法を受けた内閣府令においては、銀行が子会社等に利益を与え、銀行が不利益を被る場合のみならず、銀行が利益を得る場合も規制されている(銀行法施行規則14条の10・11)。この趣旨は、規律の効いていない仲間内での取引又は不明朗な取引が回り回って銀行グループ全体としての不利益を招く可能性が高いため。

(※) 特定関係者は、銀行の親子・兄弟会社に限らず、関連法人等及び親会社の関連法人等も含む概念。関連法人等とは「法人等(当該法人等の子法人等を含む。)が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等(子法人等を除く。)として内閣府令で定めるもの」(銀行法施行令4条の2第3項)をいい、実態に即して判断(銀行法施行規則14条の7第2項)。

○金融商品取引法

- ・金融商品取引業者等に対し、「通常の取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件」で、その親法人等又は子法人等と有価証券売買取引等を原則として禁止(44条の3第1項1号)。趣旨は、金融商品取引業者は、市場仲介者として中立公正な取引を行うことが期待されていることから、その中立性を害することを防止する点。
- ・また、金融商品取引業者等に対し「通常の取引の条件と著しく異なる条件」で、その親法人等又は子法人等と資産の売買その他の取引を行うこと(44条の3第1項4号・金融商品取引業等に関する内閣府令153条1項1号)を原則として禁止。趣旨は、金融商品取引業者としての経営の健全性の阻害を防止し、金融商品取引業者間での公正な競争を確保する点。

(※) 銀行法における特定関係者と同様、親法人等には、親会社の関連法人等を含み、子法人等には、関連法人等も含む概念。

(Ⅲ)一般送配電事業を行っていることにより発電・小売事業に
生じるメリット享受の制限に関する規律

＜検討の前提＞

商標・社名に関する規律については、以下の2つ観点から規律を設けるべきか、設けるべきとしてどのような規律を設けるべきかが問題となりうる。

- ①競争政策的観点から、既存の一般電気事業者が培ってきた信用力・ブランド力を旧一般電気事業者の発電・小売事業者が活用することについて
- ②一般送配電事業者の中立性確保の観点から、一般送配電事業者の信用力・ブランド力をグループの発電・小売事業者が活用することについて

今回の電力システム改革においては、兼業規制を課すことにより一般電気事業者の送配電部門と発電・小売部門の分社化を求める一方、それらの会社間での資本関係を許容しており、従来一般電気事業者が培ってきた信用力・ブランド力を失わせることによって、競争環境を整備することまでも意図するものではない(※)。そのため、①の観点からは特段の規律を設ける必要はないのではないかと。

(※) 厳格な行為規制が設けられたEU第3次指令(次頁＜参考＞参照)においても、法的分離後の発電・小売事業者が従来からの名称を使用することは禁止されていない。例えば、フランスでは、発電・小売・送電事業者であったEDFは、法的分離に伴い送電部門を子会社(RTE)として分離しているが、その後も、発電・小売事業者は従来からの名称であるEDFを使用している。送電部門と同一会社又はグループ会社関係にあったドイツの発電・小売事業者についても、分離前の名称(E.ON、RWE、Vattenfall、EnBW)を送電部門の分離後も使用している。

一方、②については、「一般送配電事業者の中立性の確保」という法的分離の目的を達成するために必要となる観点であることから、一定の規律を設けるべきではないかと。

そこで、具体的にどのような規律を設けるべきかについて検討する必要があるが、上記のとおり一般送配電事業者と発電・小売事業者の資本関係を許容していることから、発電・小売事業者が一般送配電事業者とグループ会社であることの表示は認めるべきではないかと。

以上の点を前提としつつ、次頁以降、商標・社名に関する規律のあり方を検討する。

<論点>

一般送配電事業者の商標については、一般送配電事業者の中立性の観点から、どのような規律を設けることが適切か。

<検討>

前頁のとおり、発電・小売事業者が一般送配電事業者とグループ会社であることの表示は認めるべきと考えられることから、グループ商標として、一般送配電事業者が発電・小売事業者と同一の商標を用いることを認めるべきである。

他方、当該商標をグループ会社であることの表示を超えて、一般送配電事業者自身の商標としての使用を認めると、グループの発電・小売事業者と同一会社と誤認させ、ひいては一般送配電事業者の中立性に疑義が生じるのではないか。

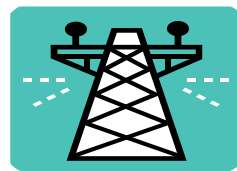
<方向性>

■ 一般送配電事業者は、グループ商標として、発電・小売事業者と同一の商標を用いることを認めるが、独自商標の設定を義務付けることとしてはどうか

<イメージ>



商標



(※)商標については、第三弾法施行時に一律変更を求めた場合には、莫大なコストがかかることが想定されることから、一定の経過措置(使用中の既存商標は設備更新等に合わせた更新を許容する等)を設けることを前提としてはどうか。

<参考>

- ・ EU指令では、社名、情報通信、商標及び施設において、垂直統合型事業者と別主体である点について混同を生じさせてはならないとされている(17条4項)。
- ・ 電気通信事業では、商標に関する特段の制限はない。

<論点>

一般送配電事業者の社名については、一般電気事業者の従来の信用力・ブランド力を活用する目的で、発電・小売事業者は引き続き、「〇〇(地域名)電力株式会社」とすることも想定される(※)。この点を前提として、一般送配電事業者の中立性の確保の観点から、その社名については、どのような規律を設けることが適切か。

(※)地域名は、それ自体が一般送配電事業者の中立性の確保に問題を生じさせる訳ではないことから、地域名に着目した制限は設けないこととしてはどうか。

<検討>

前述の通り、今回の電力システム改革においては、一般送配電事業者と発電・小売事業者の資本関係を許容していることから、グループ会社であることの表示は認められるものであるから、発電・小売事業者と同様のグループ会社であることを表現する名称を表示することは許容すべきではないか。

他方、一般送配電事業者は中立性が求められる事業者であるところ、そのことが外形的に判断できる表示がない場合、引き続きグループの発電・小売事業者と同一視される恐れがあり、また、一般送配電事業者であることが不明確となるため、一般送配電事業者の中立性に疑義が生じる恐れがある。

そこで、一般送配電事業者に対しては、中立性が求められる一般送配電事業を行う者であることを外形的に明らかにすることを求める必要があるのではないか。

(※)このような規制は、「一般送配電」という名称の使用を一律に義務付けるものではないことから、一般送配電事業者の中立性の観点から必要最小限度の規制といえるのではないか。

<方向性>

■ 一般送配電事業者に対して、中立性が求められる一般送配電事業を行う者と外形的に判断できる社名とすることを求めているかどうか

(※)どのような社名が一般送配電事業者と外形的に判断できる社名となるかの詳細は、今後ガイドライン等において規定する予定。

<論点>

一般送配電事業者がグループ会社と共同で営業や広告宣伝を行うことについて、一般送配電事業者の中立性の観点から、どのような規律を設けることが適切か。

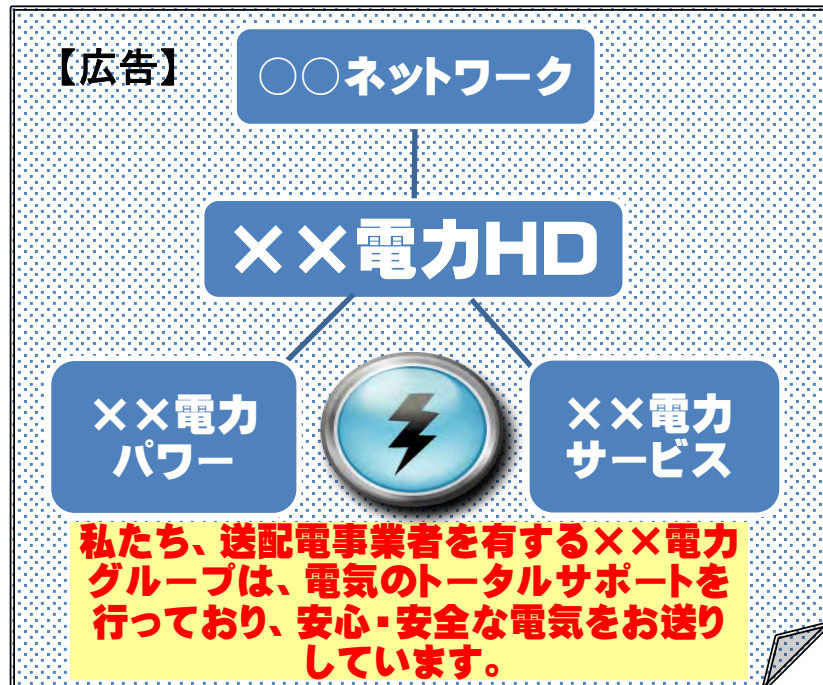
<検討>

規制分野を営む一般送配電事業者の信用力・ブランド力を活用する目的で行う、一般送配電事業者とグループ会社との共同での営業や広告宣伝については、グループ会社である発電・小売事業者が競争分野において有利になる恐れがあり、また、それ自体、一般送配電事業者の中立性に疑義を生じさせる恐れがあるのではないか。

<方向性>

- 規制分野を営む一般送配電事業者の信用力・ブランド力を活用する目的で行う、一般送配電事業者とグループ会社との共同での営業や広告宣伝を禁止することとしてはどうか

【禁止すべき例】



(※)なお、単にグループ会社関係であることを広告するような、規制分野を営む一般送配電事業者の信用力・ブランド力を活用する目的ではない広告宣伝については、その限度で認めることとしてはどうか(グループ会社である発電・小売事業者が競争分野において有利となり、一般送配電事業者の中立性に疑義を生じさせる恐れがあるとはいえないため。)

<参考>

- ・電気通信事業では、NTT東西は、マスメディアを用いてNTTコミュニケーションズの提供するサービスの広告宣伝を行わないものとされている(実施計画5(8))。

<論点>

第9回電力システム改革専門委員会においては、必要な行為規制として「送配電関連業務に関する情報の符号化、他社との物理的隔絶(入室制限等)等」としつつ「別建物までは要求しない」という方向性が示されているところ。そこで、このことを前提として、建物・システムの共用に関して、どのような規律を設けるべきか。

<検討>

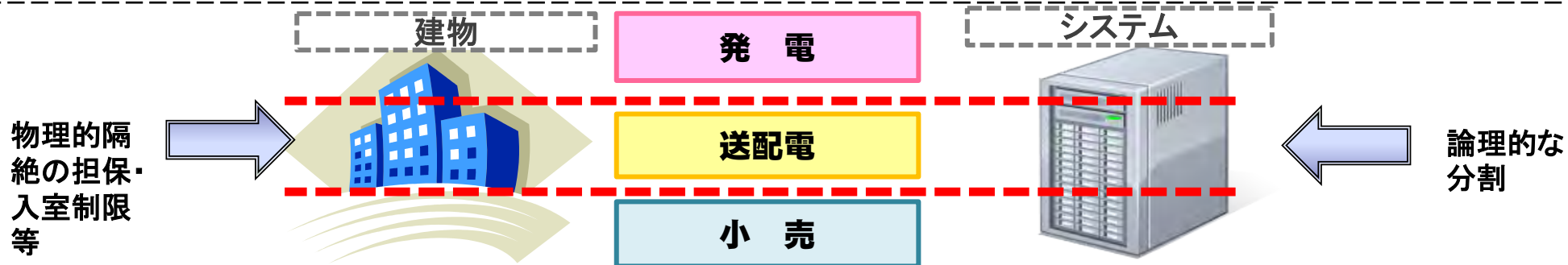
情報の流出等により一般送配電事業者の中立性が害されることを防止する観点から、以下の規律としてはどうか。

<方向性>

- 建物について、別フロアとすることなどにより他社との物理的隔絶を担保し、かつ、イコルフットイングを確保しつつ、入室制限等を行うこと

(※)現行ガイドライン(適正な電力取引についての指針(公正取引委員会・経済産業省(平成23年9月5日))上、「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」として、同様の措置が求められているが、当該規律の重要性を踏まえ、今回の改正により、法令に基づき義務付けることとする。

- システムについては、論理的な分割をすること
- 発電・小売事業者が送配電関連業務に関する情報を必要とする場合において提供する情報の符号化



<参考>

- ・EU指令では、ITOは、ITシステム、設備、建物及びセキュリティアクセスシステムを垂直統合型事業者と共有してはならず、かかるシステム等のために同一の顧問や外部の請負業者を使用してはならないと定めている(17条5項)。
- ・電気通信事業では、NTTコミュニケーションズがNTT東西の営業に直接関わる情報を検索できないよう、顧客情報データベースを論理的に分割することとされている(実施計画5(9))。

(Ⅳ) その他(体制整備義務について)

<論点>

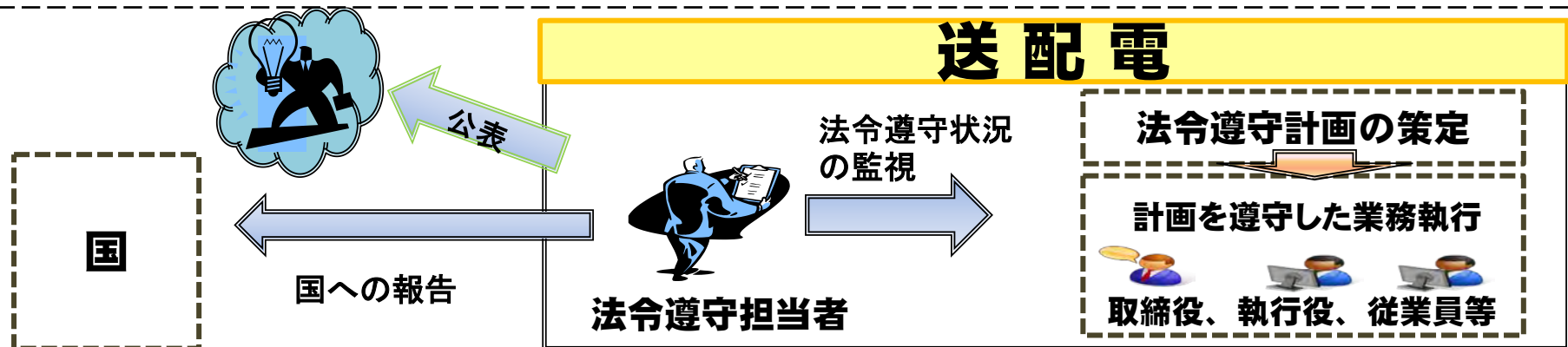
法的分離・行為規制の実効性を担保し、一般送配電事業者の中立性を確保するためには、第一義的には、各一般送配電事業者自らが法的分離・行為規制を遵守する体制を整備することが不可欠である。そこで、これらを遵守する体制の整備を義務づける必要があるのではないか。

<検討>

会社法においては、法令等遵守のための内部統制体制の整備が義務付けられているが、各業法においては、その重要性に鑑み、各業法において法令遵守体制整備の一環として特別の体制整備義務が課せられている(分別管理体制の整備義務(信託業法)、利益相反体制の整備義務(金融商品取引法、銀行法)等)。この点を踏まえると、行為規制の遵守の重要性に鑑みると同様の義務を課することが適切ではないか。

<方向性>

- 一般送配電事業者に体制整備(法令遵守計画の策定・実施、法令遵守担当者による監視等)を法律上義務づけ、その遵守状況の公表を義務付けることとしてはどうか



<参考>

- ・ EU指令においては、ITOに中立性確保のための法令遵守計画の策定・実施、及び法令遵守担当者の設置(いずれも規制機関による承認が必要。)が義務付けられている(21条)。
- ・ 信託業法では、分別管理体制構築義務(同法28条3項)、金商法・銀行法では、利益相反管理体制構築義務(金商法36条2項・銀行法13条の3の2第1項)が規定されている。

(V) 送電事業者の法的分離について

<論点>

第8回制度設計ワーキンググループにおいて、送電事業者の法的分離については、次回以降の検討課題として、提起させていただいたところ(次頁参照)。送電事業者の法的分離については、どのように考えるべきか。

- 送電事業者は、第二弾改正法においては、一般送配電事業者が保有する送配電設備とともに我が国の主要な電力系統を保有する事業者であることを踏まえ、一般送配電事業者への振替供給義務等の義務が課されている(次頁参照)。
- また、送電事業者は、自らは電源の接続検討の依頼を直接受けておらず、一般送配電事業者が行う時々刻々の需給バランスの調整を行っていないとしても、接続検討の依頼状況や特定の電源の接続状況及び稼働状況等を知り得る。そのため、これらの情報を活用して差別的な取扱いをすること(例えば、特定の事業者により有利／不利になるように送電線のメンテナンス時期を調整すること等)の可能性もあることから、送電事業者が我が国の電気の供給に果たす役割の重要性に鑑み、一般送配電事業者と同様、送電事業者の中立性を確保することが極めて重要。
- 第二弾改正法においても、送電事業者の中立性確保の観点から、一般送配電事業者と同様の行為規制が課されていること(次頁参照)も踏まえると、送電事業についても更なる中立性を確保するため、法的分離を求める必要があるのではないか。

(※)ただし、送電事業者は、①直接需要家に対して電気の供給を行っていないこと、②電源の接続検討の依頼を直接受けていないこと、③自らは需給バランスの調整を行っていないことという点において一般送配電事業者とは異なることから、行為規制の具体的内容については、これらの送電事業者の特質を踏まえた柔軟な検討が必要ではないか。

○送電事業者は、一般電気事業者が保有する送配電設備とともに我が国の主要な電力系統を保有する事業者であることを踏まえ、以下の義務(第二弾改正法第27条の10)等を課すこととされている。

- ① 一般送配電事業者への振替供給義務
- ② 発電設備とその保有する送電設備とをつなぐ送電設備の接続義務

○また、送電事業者に対しては、第二弾改正法においても、送電事業者の中立性確保の観点から、一般送配電事業者と同様、以下の行為規制が課されている(第二弾改正法第27条の12)。

- ① 振替供給の業務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止
- ② 振替供給の業務に関する差別的取扱の禁止
- ③ 会計の整理・公表

○他方、送電事業者は、以下の点において一般送配電事業者とは異なる。

- ① 直接需要家に対して電気の供給を行っていないこと
- ② 電源の接続検討の依頼を直接受けていないこと
- ③ 自らは系統の運用を行っていないこと

○上記の点を踏まえつつ、送電事業者の法的分離について、どのように考えることが適当か。

【現行】



【法的分離】

